

○松阪市特別工業地区建築条例

| | | | | |
|----|-------|-----|-----|--------|
| | 平成17年 | 1月 | 1日 | 条例223号 |
| 改正 | 平成17年 | 3月 | 24日 | 条例314号 |
| 改正 | 平成17年 | 12月 | 20日 | 条例350号 |
| 改正 | 平成24年 | 3月 | 15日 | 条例14号 |
| 改正 | 平成30年 | 3月 | 20日 | 条例14号 |

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項及び第50条の規定に基づく松阪都市計画区域の特別工業地区（以下「特別工業地区」という。）内における建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(特別工業地区内の建築制限)

第3条 特別工業地区内においては、法第48条第12項の規定によるほか、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長がその地区の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項のただし書の規定による許可（以下この条において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめその特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、松阪市建築審査会の同意を得なければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転について特例許可をしようとする場合において、次に掲げる要件に該当するものは、この限りでない。

- (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。
- (2) 増築又は改築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。
- (3) 前条の規定に適合しない事由が原動機の実出力又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの実出力又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの実出力又は容量の合計を超えないこと。

(建築物の構造又は建築設備)

第4条 特別工業地区内においては、建築物の作業場及び工場（床面積が50平方メートル以下のものは、この限りでない。）は、次に定める構造としなければならない。ただし、市長が次に定める構造と同等以上の効果があると認める構造又は建築設備とする場合は、この限りでない。

- (1) 建築物の基礎は、機械又は原動機の基礎と分離すること。

- (2) 隣地に面する外壁に設ける窓（床面から高さ0.5メートル以下又は高さ2.5メートル以上の部分に設ける換気の用に供するものは除く。）は、「はめこりし戸」とすること。
- (3) 外壁は、遮音効果のある構造とすること。
- (4) バーナー等屋外に設置する機械設備については、騒音を防止できる施設とすること。
- (5) 排気は、遮閉する等して直接隣地に排出しないこと。

（既存建築物に対する制限の緩和）

第5条 法第3条第2項の規定により、第3条の適用を受けない建築物については、法第3条第2項の規定により引き続き第3条の規定の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）を基準として次に定める範囲内において、増築し、改築し、又は用途変更をすることができる。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内のものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項から第5項まで及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築又は用途変更後の第3条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第3条の規定に適合しない事由が原動機の出力又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

（罰則）

第6条 次の各号に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 法第87条第2項又は第3項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反をした場合においては、その行為を罰するほか、その法人又は人に対しても前項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、合併前の嬉野町特別工業地区建築条例（昭和57年嬉野町条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年3月24日条例第314号）
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第350号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月15日条例第14号）
この条例は、松阪都市計画特別用途地区の変更の決定日（平成24年5月31日）から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第14号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- 1 図書館、博物館その他これらに類するもの
- 2 ボウリング場、スケート場又は水泳場
- 3 麻雀屋、パチンコ屋、射的場その他これらに類するもの
- 4 次に掲げる事業を営む工場
 - (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造
 - (2) 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄燐、赤燐、硫化燐、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、酢酸エステル類、ニトロセルローズ、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造
 - (3) マッチの製造
 - (4) セルロイドの製造
 - (5) ニトロセルローズ製品の製造
 - (6) ビスコース製品の製造
 - (7) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（うるし又は水性塗料の製造を除く。）
 - (8) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
 - (9) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
 - (10) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）
 - (11) 石炭ガス類又はコークスの製造
 - (12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）
 - (13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石灰酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造
 - (14) たんぱく質の加水分解による製品の製造
 - (15) ファクチス又は合成樹脂の製造
 - (16) 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品製造を除く。）
 - (17) 肥料の製造
 - (18) 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造
 - (19) アスファルトの精製
 - (20) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造
 - (21) セメント、石こう、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造
 - (22) 金属の溶融又は精練（容量の合計が50リットルを超えない「るつぼ」若しくは「かま」を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を

的とするものを除く。)

- (23) 電気用カーボンの製造又は黒鉛の粉砕
 - (24) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用する「はつり」作業（グラインダーを除く。）、鋸打作業又は孔埋作業を伴うもの
 - (25) 鉄釘類又は鋼球の製造
 - (26) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワットを超える原動機を使用するもの
 - (27) 動力槌（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造
 - (28) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造
 - (29) 製革、膠の製造又は毛皮若しくは骨の精製
 - (30) 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造
 - (31) 骨炭その他動物質炭の製造
 - (32) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
 - (33) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造
 - (34) 畜舎
- 5 法別表第2（ぬ）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの